

第63号議案

春日市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年9月2日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

会計年度任用職員制度の創設等に伴う関係条例の規定の整備に併せ、市議会議員に係る議員報酬等の支給方法に関し、所要の規定の整備を図るものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例
の一部を改正する条例

春日市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例(昭和26年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第7条中「は職員の例による」を「については、春日市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年条例第2号)第4条の規定を準用する」に
改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。